

南 相 馬 都 市 計 画 図



53-2		54-2
53-4	54-3	54-4

記 号

	建 物	25-22	三 角 倉
	家 屋 物	25-22	三 角 倉
	壁 下 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉
	壁 上 屋 物	42-3	三 角 倉

[illegible][illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による東京座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示している座標値はキロメートル単位
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系(2011)による

IX-DG 54-1

平成 24 年測量 撮 影 平成 23 年 11 月
撮 影 平成 24 年 1 月

1:2,500

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 平26 東公 第310号」

計 画 機 関 南 相 馬 市
作 業 機 関 国 際 航 業 株 式 会 社
許 可 なく複製を禁ずる。